

「(仮称) 衣浦ポートアイランド第Ⅱ期整備事業 計画段階環境配慮書」  
における公有水面の埋立事業に対する環境大臣意見

(仮称) 衣浦ポートアイランド第Ⅱ期整備事業（以下「本事業」という。）は、環境影響評価法の対象である公有水面の埋立ての事業及び廃棄物最終処分場の設置の事業の双方に該当する。本事業は、愛知県（以下「事業者」という。）が、愛知県域における安定的な廃棄物処理の確保及び港湾機能の強化や維持を目的に、三河湾の衣浦港港湾区域内において、廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場の整備を行うため、約 65ha の公有水面の埋立てを行う事業である。本意見は、本事業のうち、公有水面の埋立事業に対して述べるものである。

本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）は、衣浦港港湾計画の変更手続において、位置及び規模の検討が行われ、現計画の形状及び面積の海面処分用地として位置付けられた場所である。

想定区域及びその周辺海域が位置する三河湾は、過去、多くの干潟や浅海域の埋立てが行われてきた閉鎖性海域であり、水質の変化、赤潮や苦潮、貧酸素水塊が生じていた。こうした状況を踏まえ、愛知県においては、汚濁負荷量の削減だけでなく、海域における環境再生事業として、干潟・浅場の造成や深掘跡の埋戻しに取り組んでおり、現状としては、赤潮の発生は減少傾向である一方で、貧酸素水塊の発生は減少には至っていない。また、想定区域及びその周辺海域には、スナメリ等が生息し、環境省が定める「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（以下「重要海域」という。）及び「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（以下「重要湿地」という。）に「三河湾」が選定されており、干潟、アマモ場が分布している。

本事業の公有水面の埋立てに伴い、潮流の変化及びそれに伴う想定区域周辺の水質の変化や工事に伴う水の濁りが生じる可能性があり、水環境への影響が懸念される。

以上を踏まえ、本事業のうち公有水面の埋立事業の検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

## 1. 総論

### (1) 累積的な影響

想定区域の周辺海域の衣浦港では、昭和 40 年度以降現在までに約 2,000ha が埋め立てられているほか、中央南地区、港口部に位置する武豊地区等に海面処分用地が計画されていることから、港内の潮流の変化及びそれに伴う水質の変化等の水環境、動植物及び生態系に係る累積的な影響が懸念される。

このため、港湾管理者でもある事業者は、衣浦港港湾計画における他の公有水面の埋立事業計画の熟度を踏まえ、これらの環境影響評価図書等の公開情報を収集し、累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、2. 各論に記載する環境保全措置等を検討すること。

### (2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、代償措置を検討すること。

### (3) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

## 2. 各論

### (1) 水環境に対する影響

想定区域周辺において海水中の化学的酸素要求量 (COD)、全窒素 (T-N) 及び全リン (T-P) が現時点での環境基準を上回る地点が確認されており、約65haの埋立地の存在に伴う潮流の変化及びそれに伴う想定区域周辺の水質の変化が生じる可能性がある。また、本事業の工事や浚渫に伴い、水の濁りが発生する可能性があり、水環境への影響が懸念される。

このため、本事業の検討に当たっては、貧酸素水塊の状況把握を含め、水環境に関する調査を行い、詳細な潮流及び水質シミュレーションにより影響を定量的に把握した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて傾斜護岸等の採用等を検討するとともに、本事業の工事や浚渫の際には汚濁防止膜設置等の汚濁防止策を実施し、水環境に対する影響を回避・低減し、適切に環境保全措置を講ずるよう努めること。

### (2) 動物、植物及び生態系に対する影響

想定区域の周辺には、スナメリ等が生息し、重要海域及び重要湿地に選定されている「三河湾」が存在しており、埋立地の存在に伴う潮流等の水環境の変化、埋立に伴う想定区域の直接改変、工事の騒音、濁水等の影響による動物、植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、本事業の検討に当たっては、想定区域及びその周辺における動物及び生態系に関する調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、本事業の実施に伴う改変区域を必要最小限とするとともに、工事の際には汚濁防止膜設置等の濁水防止策を実施する等、動物及び生態系に対する影響を回避・低減するための環境保全措置を講ずるよう努めること。

加えて、水質浄化及び生物の生息・生育空間の確保の観点から、施工性、経済性等も考慮しつつ、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用等により、環境影響を極力低減するよう努めること。

### (3) 浚渫土砂の有効活用等による埋立処分抑制

衣浦港における航路や泊地の維持のためには継続的に浚渫が必要となることから、将来的に更に海面の埋立てが検討されることも予想される。これにより海面の埋立てが進めば、浅場の消失等が懸念される。

このため、今後将来的に発生する土砂量を把握した上で、干潟・浅場の再生、貧酸素水塊の原因となる過去の浚渫等で生じた現在不要となっている海底窪地 (深掘跡) の埋戻し等の環境再生事業等といった海面埋立て以外の浚渫土砂の有効活用方を検討し、埋立処分量を可能な限り削減すること。